

議案第 35 号

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 24 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗 原 健

提案理由

調布市立図書館視聴覚機材等貸出及び調布市立図書館集会室利用の利用者に義務を課し又は権利を制限するものについて規則で定めるほか、所要の改正を行うために提案するものであります。

調布市教育委員会規則第 号

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

調布市立図書館条例施行規則（平成18年調布市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「調布市立図書館長」を「調布市教育委員会」に、「館長」を「委員会」に改める。

第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条中「館長」を「委員会」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 図書館を利用するもの又は図書館資料、視聴覚教育に係る教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）の貸出しを受けているものは、施設、付帯設備又は図書館資料、視聴覚教材等に損害を生ぜしめた場合は、委員会が相当と認める損害額（施設、付帯設備は原状回復に要した費用、図書館資料、視聴覚教材等は図書館が購入した時の金額）を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を免除することができる。

第11条中「館長」を「委員会」に改める。

第12条第1項中「視聴覚教育に係る教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）」を「視聴覚教材等」に改める。

第12条第2項を削る。

第13条を第15条とし、同条中「館長」を「委員会」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

（視聴覚教材等の貸出しの申請）

第13条 視聴覚教材等の貸出しを受けようとする団体は、貸出日の4日前

までに視聴覚教材等貸出申請書（第４号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

２ 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに視聴覚教材等貸出（承認・不承認）決定通知書（第５号様式）により、当該申請をした団体に通知する。

３ 貸出しの承認を受けた団体は、前項の規定により承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、速やかに、委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

（視聴覚教材等の貸出しの制限及び取消し）

第１４条 委員会は、前条第１項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出しに対する承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

（１） 営利を目的とするとき。

（２） 偽りの申込みをしたとき。

（３） 視聴覚教材等を滅失し、又は損傷するおそれのあるとき。

（４） 前３号に掲げるもののほか、委員会が支障があると認めるとき。

２ 委員会は、前項の規定により、前条第２項の規定による承認を取り消し、又はその利用を停止させる場合は、視聴覚教材等貸出承認取消等通知書（第６号様式）により、当該承認を受けたものに通知するものとする。

第１４条を第１８条とし、同条中「調布市教育委員会」を「委員会」に改める。

第１５条の次に次の２条を加える。

（集会室の利用の申請）

第１６条 集会室を利用しようとする団体は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の１日（同日が休館日に当たるときは、同日直後の開館日）から、利用日の前日（同日が休館日に当たるときは、同日直前の開館日）までに集会室利用申請書（第７号様式）を委員会に提出しなければならない。

２ 利用の承認は、原則として申請の順序により行い、同一集会室・同一利

用時間区分であり申請が同時のときは、協議又は抽せんにより定める。

3 委員会は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに集会室利用（承認・不承認）決定通知書（第8号様式）により、当該申請をした団体に通知する。

4 利用の承認を受けた団体は、前項の規定により承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、速やかに、委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。

（集会室の利用の制限及び取消し）

第17条 委員会は、前条第1項の規定による申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用に対する承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設および付帯設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めたとき。

2 委員会は、前項の規定により、前条第3項の規定による承認を取り消し、又はその利用を停止させる場合は利用承認取消等通知書（第9号様式）により、当該承認を受けた団体に通知するものとする。

第15条を第19条とし、同条中「1年」を「2年」に改める。

第16条から第20条までを4条ずつ繰り下げる。

別表第2中「第13条関係」を「第15条関係」に改め、「館長」を「委員会」に改める。

第1号様式の1中

「

☐ 新規
☐ 再発行（紛失・汚破損・改姓・盗難）
☐ 変更（住所・電話・登録要件）

」

を

「

--

」

に、

「

生年月日 Date of Birth	西暦 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 年 月 日
-----------------------	------------------------------

」

を

「

生年月日 Date of Birth	
-----------------------	--

」

に、

「

登 録 要 件	
1 市内在住	5 HS
2 市内在勤	6 HS 宅配
3 市内在学	7 一般宅配
4 広域利用 (三・狛・)	8 広域連携 (八・府・町・日・多・稲)

」

を

「

登 録 要 件

」

に、

「

証 明 書	運転免許証 健康保険証 個人番号カード 学生証 在留カード その他 ()
-------	---------------------------------------

」

を

「

証 明 書	
-------	--

」

に改める。

第 1 号様式の 2 中「図書館長宛」を「調布市教育委員会宛」に、「調布市立図書館」を「調布市教育委員会」に、

「

登録番号	3	9						
------	---	---	--	--	--	--	--	--

」

を、

「

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に、

「

登録資格	A 幼稚園・保育園・保育室 B 小学校 C 中学校 D 市役所各課 E 成人読書会 F 親子読書会 G 読み聞かせサークル H 地域文庫・家庭文庫 I 利用支援団体 K 学童クラブ・放課後等デイサービス Z その他団体
------	---

」

を

「

登録資格	
------	--

」

に、

「

証明書	運転免許証 健康保険証 個人番号カード 学生証 会社法人の所在地を証明するもの その他
-----	---

」

を、

「

証明書	
-----	--

」

に改める。

第 2 号様式の 2 中

「

団体名（ ）

担当者名（ ）

」

を

「

団体名

担当者名

」

に改める。

第 3 号様式の 1 中「図書館長宛」を「調布市教育委員会宛」に改める。

第 3 号様式の 2 中「図書館長宛」を「調布市教育委員会宛」に改める。

第 4 号様式を次のように定める。

第 4 号様式（第 1 3 条関係）

視聴覚教材等貸出申請書

年 月 日

調布市教育委員会宛

団体名												
所在地												
申込者	(電話) 取扱者 _____											
借用期間	年	月	日から	年	月	日まで(日間)						
利用日	年	月	日									

借用機器												
借用教材		請求番号	題名				備考					
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											

受取予定時間	年	月	日
返却予定時間	年	月	日

(受取・返却受付時間)

備考												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 5 号様式を次のように定める。

第 5 号様式（第 1 3 条関係）

視聴覚教材等貸出（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

下記のとおり視聴覚教材等の貸出を承認・不承認します。

調布市教育委員会

団体名	
所在地	
申込者	(電話) 取扱者
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
利用日	年 月 日

借用機器				
借用教材		請求番号	題名	備考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

受取予定時間	年 月 日
返却予定時間	年 月 日

(受取・返却受付時間)

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 6 号様式を次のように定める。

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

視聴覚教材等貸出（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

下記のとおり視聴覚教材等の貸出を承認・不承認します。

調布市教育委員会

団体名										
所在地										
申込者	(電話) 取扱者_____									
借用期間	年	月	日から	年	月	日まで(日間)				
利用日	年	月	日							

借用機器				
借用教材		請求番号	題名	備考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

受取予定時間	年 月 日
返却予定時間	年 月 日

(受取・返却受付時間)

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。） 、 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式を次のように定める。

第 7 号様式（第 1 6 条関係）

調布市教育委員会 宛			
		申請者	住所 氏名 電話
集会室利用申請書			
団 体	名 称		
	代 表 者	住 所	
		氏 名	
		電 話	
利 用 施 設		調布市立図書館 分館集会室	
利 用 日 時		年 月 日 ()	年 月 日 ()
利 用 目 的			
利 用 人 数			
※申請者及び代表者がいずれも市内在住でない場合は、以下もご記入ください。			
☐ 申請者／ ☐ 代表者			
☐ 勤務先／ ☐ 学校名			
所在地		調布市	
			受付

第 8 号様式を次のように定める。

第 8 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

様

調布市教育委員会

集会室利用（承認・不承認）決定通知書

下記のとおり承認・不承認します。

記

団 体	名 称				
	代 表 者	住 所			
		氏 名			
		電 話			
利 用 施 設		調 布 市 立 図 書 館 分 館 集 会 室			
利 用 日 時		年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	
利 用 目 的					
利 用 人 数					
不承認の理由					

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 9 号様式を次のように定める。

第 9 号様式（第 1 7 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市教育委員会

集会室利用承認取消等通知書

下記のとおり取り消します。

記

利用承認の内容	施 設 名	調布市立図書館 分館集会室
	利 用 日 時	年 月 日（ ）
取消・利用制限・ 利用停止理由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則は、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立図書館条例施行規則 平成18年 2 月24日教育委員会規則第11号 第1条から第2条まで 略 (登録申請) 第3条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、あらかじめ貸出登録申請書(第1号様式)を<u>調布市教育委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)に提出しなければならない。 (個人の貸出登録) 第4条 個人の貸出登録をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学する者並びに三鷹市及び狛江市に住所を有する者並びに世田谷区内の<u>委員会</u>が認める地域に住所を有する者 (2) 八王子市、府中市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市に住所を有する者 2 前項の登録をしようとする者は、前条に規定する申請の際、前項の事実を証する書類等を提示しなければならない。 3 前2項の登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。 4 前項の有効期間満了後も継続して登録しようとする者は、当該有効期間が満了する2月前から、第1項に規定する要件に該当することを証する書類等を提示することにより、登録を更新することができる。 (団体の貸出登録) 第5条 団体の貸出登録をすることができるものは、市内に所在する社会教育関係団体、官公署、学校、その他地域文庫等公共的な活動を行っている団体とする。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	○調布市立図書館条例施行規則 平成18年 2 月24日教育委員会規則第11号 第1条から第2条まで 略 (登録申請) 第3条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、あらかじめ貸出登録申請書(第1号様式)を<u>調布市立図書館長</u>(以下「<u>館長</u>」という。)に提出しなければならない。 (個人の貸出登録) 第4条 個人の貸出登録をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学する者並びに三鷹市及び狛江市に住所を有する者並びに世田谷区内の<u>館長</u>が認める地域に住所を有する者 (2) 八王子市、府中市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市に住所を有する者 2 前項の登録をしようとする者は、前条に規定する申請の際、前項の事実を証する書類等を提示しなければならない。 3 前2項の登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。 4 前項の有効期間満了後も継続して登録しようとする者は、当該有効期間が満了する2月前から、第1項に規定する要件に該当することを証する書類等を提示することにより、登録を更新することができる。 (団体の貸出登録) 第5条 団体の貸出登録をすることができるものは、市内に所在する社会教育関係団体、官公署、学校、その他地域文庫等公共的な活動を行っている団体とする。ただし、<u>館長</u>が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

改正後	改正前
2 前項の登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までの間とする。 (利用カード) 第6条 <u>委員会</u>は、条例第7条第2項の規定により貸出登録をしたものに、調布市立図書館利用カード（第2号様式。以下「利用カード」という。）を交付する。 2 利用カードは、図書館資料の貸出しを受けようとする際に、これを提示しなければならない。ただし、<u>委員会</u>が適当と認めた場合は、この限りでない。 3 利用カードは、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 利用カードの交付を受けたものは、利用カードを紛失したとき、又は貸出登録の内容に変更があったときは、<u>委員会</u>にその旨を届け出なければならない。 5 <u>委員会</u>は、前2項の規定に違反したものに対して、貸出登録の効力を一時停止することができる。 (貸出しの資料数及び期間) 第7条 貸出しをすることができる図書館資料の資料数及び期間は、<u>委員会</u>がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによる。 (館外利用を禁止する図書館資料) 第8条 図書館資料のうち、<u>委員会</u>が指定するものは、館外での利用を禁止する。ただし、<u>委員会</u>が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。 (未返却者等に対する処置) 第9条 <u>委員会</u>は、図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けているものが、当該資料の返却を怠り、又は督促をしても返却しない場合には、その利用を制限することができる。 2 <u>委員会</u>は、前項に規定する図書館資料の返却を怠っているものが市外に転出した場合は、住民基本台帳の記載事項を利用して当該転出先を調査し、	2 前項の登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までの間とする。 (利用カード) 第6条 <u>館長</u>は、条例第7条第2項の規定により貸出登録をしたものに、調布市立図書館利用カード（第2号様式。以下「利用カード」という。）を交付する。 2 利用カードは、図書館資料の貸出しを受けようとする際に、これを提示しなければならない。ただし、<u>館長</u>が適当と認めた場合は、この限りでない。 3 利用カードは、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 利用カードの交付を受けたものは、利用カードを紛失したとき、又は貸出登録の内容に変更があったときは、<u>館長</u>にその旨を届け出なければならない。 5 <u>館長</u>は、前2項の規定に違反したものに対して、貸出登録の効力を一時停止することができる。 (貸出しの資料数及び期間) 第7条 貸出しをすることができる図書館資料の資料数及び期間は、<u>館長</u>がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによる。 (館外利用を禁止する図書館資料) 第8条 図書館資料のうち、<u>館長</u>が指定するものは、館外での利用を禁止する。ただし、<u>館長</u>が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。 (未返却者等に対する処置) 第9条 <u>館長</u>は、図書館資料を閲覧し、又は貸出しを受けているものが、当該資料の返却を怠り、又は督促をしても返却しない場合には、その利用を制限することができる。 2 <u>館長</u>は、前項に規定する図書館資料の返却を怠っているものが市外に転出した場合は、住民基本台帳の記載事項を利用して当該転出先を調査し、

改正後	改正前
督促をすることができる。 （損害賠償の義務） 第10条 図書館を利用するもの又は図書館資料、<u>視聴覚教育に係る教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）</u>の貸出しを受けているものは、施設、付帯設備又は図書館資料、<u>視聴覚教材等</u>に損害を生ぜしめた場合は、<u>委員会</u>が相当と認める損害額<u>（施設、付帯設備は原状回復に要した費用、図書館資料、視聴覚教材等は図書館が購入した時の金額）</u>を賠償しなければならない。ただし、<u>委員会</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を免除することができる。 （図書館資料の複製） 第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（<u>委員会</u>が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。 （視聴覚教材等の貸出し） 第12条 図書館は、<u>視聴覚教材等</u>を市内の団体に貸し出すことができる。 （視聴覚教材等の貸出しの申請） 第13条 <u>視聴覚教材等の貸出しを受けようとする団体は、貸出日の4日前までに視聴覚教材等貸出申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</u> <u>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに視聴覚教材等貸出（承認・不承認）決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした団体に通知する。</u> <u>3 貸出しの承認を受けた団体は、前項の規定により承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、速やかに、委員会に届け出て、その承認を受</u>	督促をすることができる。 （損害賠償の義務） 第10条 図書館を利用するもの又は図書館資料_____の貸出しを受けているものは、施設、付帯設備又は図書館資料_____に損害を生ぜしめた場合は、<u>館長</u>が相当と認める損害額_____を賠償しなければならない。ただし、<u>館長</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を<u>減額し、又は</u>免除することができる。 （図書館資料の複製） 第11条 図書館は、図書館を利用する者の求めに応じ、図書館資料（<u>館長</u>が指定するものを除く。）の複製物を提供することができる。 2 前項の複製物の提供を受けようとする者は、図書館資料複製申請書（第3号様式）により申請し、<u>館長</u>の承認を受けなければならない。 （視聴覚教材等の貸出し） 第12条 図書館は、<u>視聴覚教育に係る教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）</u>を市内の団体に貸し出すことができる。 <u>2 視聴覚教材等の貸出しの手続等については、別に定める。</u>

改正後	改正前
<u>けなければならない。</u> <u>(視聴覚教材等の貸出しの制限及び取消し)</u> <u>第14条 委員会は、前条第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出しに対する承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。</u> <u>(1) 営利を目的とするとき。</u> <u>(2) 偽りの申込みをしたとき。</u> <u>(3) 視聴覚教材等を滅失し、又は損傷するおそれのあるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が支障があると認めるとき。</u> <u>2 委員会は、前項の規定により、前条2項の規定による承認を取り消し、又はその利用を停止させる場合は、視聴覚教材等貸出承認取消等通知書(第6号様式)により、当該承認を受けたものに通知するものとする。</u> <u>(集会室等の利用)</u> <u>第15条 条例第6条第2項及び条例第7条第3項に規定する集会室等の利用については、別表第2に定めるところによる。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。</u> <u>2 集会室等を利用しようとするものは、委員会の承認を受けなければならない。</u> <u>3 委員会は、集会室等を利用しようとするものに対して、利用時間の区分を指定して利用させることができる。</u> <u>(集会室の利用の申請)</u> <u>第16条 集会室を利用しようとする団体は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前月の1日(同日が休館日に当たるときは、同日直後の開館日)から、利用日の前日(同日が休館日に当たるときは、同日直前の開館日)までに集会室利用申請書(第7号様式)を委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 利用の承認は、原則として申請の順序により行い、同一集会室・同一利用時間区分であり申請が同時のときは、協議又は抽せんにより定める。</u>	(集会室等の利用) 第13条 条例第6条第2項及び条例第7条第3項に規定する集会室等の利用については、別表第2に定めるところによる。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 集会室等を利用しようとするものは、館長の承認を受けなければならない。 3 館長は、集会室等を利用しようとするものに対して、利用時間の区分を指定して利用させることができる。

改正後	改正前
3 委員会は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに集会室利用（承認・不承認）決定通知書（第8号様式）により、当該申請をした団体に通知する。 4 利用の承認を受けた団体は、前項の規定により承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときは、速やかに、委員会に届け出て、その承認を受けなければならない。 （集会室の利用の制限及び取消し） 第17条 委員会は、前条第1項の規定による申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用に対する承認を取り消し、又はその利用を停止させることができる。 （1）公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。 （2）施設および付帯設備を損傷するおそれがあるとき。 （3）管理上支障があるとき。 （4）営利を目的とするとき。 （5）前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めたとき。 2 委員会は、前項の規定により、前条第3項の規定による承認を取り消し、又はその利用を停止させる場合は利用承認取消等通知書（第9号様式）により、当該承認を受けた団体に通知するものとする。 （調布市立図書館協議会の委員） 第18条 条例第9条第2項の規定により <u>委員会</u> が委嘱する調布市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げるところによるものとする。 （1）学校教育の関係者 4人以内 （2）社会教育の関係者 4人以内 （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者 3人以内 （4）学識経験者 4人以内 （協議会の委員長及び副委員長） 第19条 協議会に委員長及び副委員長を置く。	（調布市立図書館協議会の委員） 第14条 条例第9条第2項の規定により <u>調布市教育委員会</u> が委嘱する調布市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げるところによるものとする。 （1）学校教育の関係者 4人以内 （2）社会教育の関係者 4人以内 （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者 3人以内 （4）学識経験者 4人以内 （協議会の委員長及び副委員長） 第15条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

改正後	改正前
2 委員長及び副委員長は、委員が互選し、その任期は、<u>2</u>年とする。ただし、再任を妨げない。 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (協議会の招集) 第<u>20</u>条 協議会は、委員長が招集する。 (協議会の定足数及び表決数) 第<u>21</u>条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見の聴取等) 第<u>22</u>条 委員長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。 (会議の公開) 第<u>23</u>条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を不適當と認めたときは、この限りでない。 2 委員長は、あらかじめ設けた傍聴席が満席になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。 3 委員長は、会議の進行上支障があると認めたときは、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。 (雑則) 第<u>24</u>条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 略 別表第1 (第7条関係)	2 委員長及び副委員長は、委員が互選し、その任期は、<u>1</u>年とする。ただし、再任を妨げない。 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (協議会の招集) 第<u>16</u>条 協議会は、委員長が招集する。 (協議会の定足数及び表決数) 第<u>17</u>条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (意見の聴取等) 第<u>18</u>条 委員長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。 (会議の公開) 第<u>19</u>条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開を不適當と認めたときは、この限りでない。 2 委員長は、あらかじめ設けた傍聴席が満席になったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限することができる。 3 委員長は、会議の進行上支障があると認めたときは、傍聴人に対し、退場を命ずることができる。 (雑則) 第<u>20</u>条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 略 別表第1 (第7条関係)

改正後			改正前		
略 別表第 2（第15条関係）			略 別表第 2（第13条関係）		
区分	利用時間	利用することができるもの	区分	利用時間	利用することができるもの
集会室	午前 9 時から午後 9 時まで	委員会が適当と認める市民の利用団体	集会室	午前 9 時から午後 9 時まで	館長が適当と認める市民の利用団体
参考図書室内の指定設備	午前 9 時から午後 8 時30分まで	調査研究を目的として、当該室内の図書館資料を利用する者	参考図書室内の指定設備	午前 9 時から午後 8 時30分まで	調査研究を目的として、当該室内の図書館資料を利用する者
視聴覚資料室	午前 9 時から午後 5 時まで	当該室内の図書館資料の閲覧をし、又は貸出しを受けようとする者	視聴覚資料室	午前 9 時から午後 5 時まで	当該室内の図書館資料の閲覧をし、又は貸出しを受けようとする者
備考 調布市立図書館神代分館集会室及び調布市立図書館若葉分館集会室については、利用時間を午前 9 時から午後 5 時までとする。			備考 調布市立図書館神代分館集会室及び調布市立図書館若葉分館集会室については、利用時間を午前 9 時から午後 5 時までとする。		

調布市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後													改正前												
○調布市立図書館条例施行規則 平成18年 2 月24日教育委員会規則第11号													○調布市立図書館条例施行規則 平成18年 2 月24日教育委員会規則第11号												
第 1 号様式の 1 （第 3 条関係） 個人貸出登録申請書													第 1 号様式の 1 （第 3 条関係） 個人貸出登録申請書												
第 1 号様式の 1 （第 3 条関係） 調布市教育委員会宛													第 1 号様式の 1 （第 3 条関係） 調布市教育委員会宛												
次のとおり、個人貸出登録を申請（変更）します。													次のとおり、個人貸出登録を申請（変更）します。												
登録内容変更の方は、名前と変更箇所のみご記入ください。													登録内容変更の方は、名前と変更箇所のみご記入ください。												
申請日													申請日												
年 月 日													年 月 日												
受付													受付												
フリガナ													フリガナ												
なまえ													なまえ												
名前													名前												
Name													Name												
旧 ID													旧 ID												
生年月日													生年月日												
Date of Birth													Date of Birth												
（〒 ー ）													（〒 ー ）												
市・区													市・区												
アパート・マンション名													アパート・マンション名												
号室													号室												
でんわ Phone													でんわ Phone												
第 1 連絡先													第 1 連絡先												
第 2 連絡先													第 2 連絡先												
1 自宅 2 携帯 3 呼出 4 勤務先													1 自宅 2 携帯 3 呼出 4 勤務先												
1 自宅 2 携帯 3 呼出 4 勤務先													1 自宅 2 携帯 3 呼出 4 勤務先												
* 登録要件が市内在勤または市内在学の方は、以下もご記入ください。													* 登録要件が市内在勤または市内在学の方は、以下もご記入ください。												
学校													学校												
School													School												
学校名													学校名												
（ 学年）													（ 学年）												
勤務先													勤務先												
所在地 調布市													所在地 調布市												
電 話													電 話												
ー ー													ー ー												
内線（ ）													内線（ ）												
証 明 書													証 明 書												
※太線の中をご記入ください。 Please fill out everything within the bold line.													※太線の中をご記入ください。 Please fill out everything within the bold line.												
※ご記入いただいた個人情報は、図書館利用に関する連絡以外には使用いたしません。													※ご記入いただいた個人情報は、図書館利用に関する連絡以外には使用いたしません。												
第 1 号様式の 2 （第 3 条関係）													第 1 号様式の 2 （第 3 条関係）												

改正後																改正前																							
調布市教育委員会宛																図書館長宛																							
												申請日				年 月 日																申請日				年 月 日			
登録番号										登録館				受付		登録番号		3	9								登録館				受付								
登録資格																登録資格		A 幼稚園・保育園・保育室 B 小学校 C 中学校 D 市役所各課 E 成人読書会 F 親子読書会 G 読み聞かせサークル H 地域文庫・家庭文庫 I 利用支援団体 K 学童クラブ・放課後等デイサービス Z その他団体																					
団体名		フリガナ														団体名		フリガナ																					
		名称																名称																					
		電話																電話																					
代表者		フリガナ														代表者		フリガナ																					
		氏名																氏名																					
所在地 (活動場所)		施設名														所在地 (活動場所)		施設名																					
		住所		〒		—												住所		〒		—																	
担当者		フリガナ														担当者		フリガナ																					
		氏名																氏名																					
		住所		〒		—												住所		〒		—																	
		電話																電話																					
利用予定者				一般				人				児童				人				利用予定者				一般				人				児童				人			
活動内容（活動日・時間・内容・その他）																活動内容（活動日・時間・内容・その他）																							
証明書																証明書		運転免許証 健康保険証 個人番号カード 学生証 会社法人の所在地を証明するもの その他																					
※ 太線の中をご記入ください。																※ 太線の中をご記入ください。																							
※ ご記入いただいた個人情報は、図書館利用に関する手続以外には使用いたしません。																※ ご記入いただいた個人情報は、図書館利用に関する手続以外には使用いたしません。																							
調布市教育委員会																調布市立図書館																							

改正後	改正前																																																																																		
略 第 3 号様式の 1 （第11条関係） 調布市教育委員会宛 図 書 館 資 料 複 製 申 請 書 下記事項を了承の上、資料の複製を申請します。 記 1 複製は、著作権法第 3 1 条及び調布市立図書館条例施行規則第 1 1 条に基づき行います。 2 複製できるものは、調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。 3 各著作物について、著作権法の範囲内で 1 人 1 部のみ複製できます。 <table><thead><tr><th></th><th>申請日</th><th>年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td>資 料 名</td><td>協力 借受本</td><td>複 製 部 分 (ページを記入してください)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr></tbody></table> ※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に○をつけてください。 申込時 確認 切 取 線 申請者名 () ※ 領収書が必要な場合には、下も記入してください。 ※ 宛名が申請者名と異なる場合は、申請者名脇 () 内に追記してください。 <table><thead><tr><th>種別</th><th>数量</th><th>単価</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>枚</td><td></td><td>円</td></tr></tbody></table>		申請日	年 月 日	資 料 名	協力 借受本	複 製 部 分 (ページを記入してください)			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁	種別	数量	単価	金額		枚	円	円		枚	円	円		枚	円	円	合計	枚		円	略 第 3 号様式の 1 （第11条関係） 図書館長宛 図 書 館 資 料 複 製 申 請 書 下記事項を了承の上、資料の複製を申請します。 記 1 複製は、著作権法第 3 1 条及び調布市立図書館条例施行規則第 1 1 条に基づき行います。 2 複製できるものは、調布市立図書館所蔵の資料及び貸出館が複製を許可した借受資料です。 3 各著作物について、著作権法の範囲内で 1 人 1 部のみ複製できます。 <table><thead><tr><th></th><th>申請日</th><th>年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td>資 料 名</td><td>協力 借受本</td><td>複 製 部 分 (ページを記入してください)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr><tr><td></td><td></td><td>頁 ～ 頁</td></tr></tbody></table> ※借受資料複製の際は該当資料の「協力借受本」に○をつけてください。 申込時 確認 切 取 線 申請者名 () ※ 領収書が必要な場合には、下も記入してください。 ※ 宛名が申請者名と異なる場合は、申請者名脇 () 内に追記してください。 <table><thead><tr><th>種別</th><th>数量</th><th>単価</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>枚</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>合計</td><td>枚</td><td></td><td>円</td></tr></tbody></table>		申請日	年 月 日	資 料 名	協力 借受本	複 製 部 分 (ページを記入してください)			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁			頁 ～ 頁	種別	数量	単価	金額		枚	円	円		枚	円	円		枚	円	円	合計	枚		円
	申請日	年 月 日																																																																																	
資 料 名	協力 借受本	複 製 部 分 (ページを記入してください)																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
種別	数量	単価	金額																																																																																
	枚	円	円																																																																																
	枚	円	円																																																																																
	枚	円	円																																																																																
合計	枚		円																																																																																
	申請日	年 月 日																																																																																	
資 料 名	協力 借受本	複 製 部 分 (ページを記入してください)																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
		頁 ～ 頁																																																																																	
種別	数量	単価	金額																																																																																
	枚	円	円																																																																																
	枚	円	円																																																																																
	枚	円	円																																																																																
合計	枚		円																																																																																

改正後	改正前																																																																				
第 3 号様式の 2 （第11条関係）	第 3 号様式の 2 （第11条関係）																																																																				
調布市教育委員会宛 図 書 館 資 料 複 製 申 請 書 (国会図書館デジタル化資料送信サービス用) <table><thead><tr><th></th><th>申請日</th><th colspan="2">年 月 日</th></tr><tr><th>資 料 名</th><th>永続的識別子 ※書誌情報欄から転記</th><th>コマ番号</th><th>枚数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr></tbody></table> * 著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。 * 提供は後日となります。 * 国会図書館からの請求により、切取線の上部を提出する場合があります。 計枚 金額円 申請者名切取線 利用カード番号 連絡先() 職員記入欄 <table><thead><tr><th>受付者</th><th>確認者</th><th>連絡日</th><th>連絡者</th><th>提供日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr></tbody></table>		申請日	年 月 日		資 料 名	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数			～				～				～				～		受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日			月 日		月 日	図書館長宛 図 書 館 資 料 複 製 申 請 書 (国会図書館デジタル化資料送信サービス用) 著作権法に基づき、次のとおり資料の複製を申請します。 <table><thead><tr><th></th><th>申請日</th><th colspan="2">年 月 日</th></tr><tr><th>資 料 名</th><th>永続的識別子 ※書誌情報欄から転記</th><th>コマ番号</th><th>枚数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr></tbody></table> * 著作権法の範囲内で複製受付します。複製は図書館員が行います。 * 提供は後日となります。 * 国会図書館からの請求により、切取線の上部を提出する場合があります。 金額円 申請者名切取線 利用カード番号 連絡先() 職員記入欄 <table><thead><tr><th>受付者</th><th>確認者</th><th>連絡日</th><th>連絡者</th><th>提供日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr></tbody></table>		申請日	年 月 日		資 料 名	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数			～				～				～				～		受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日			月 日		月 日
	申請日	年 月 日																																																																			
資 料 名	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数																																																																		
		～																																																																			
		～																																																																			
		～																																																																			
		～																																																																			
受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日																																																																	
		月 日		月 日																																																																	
	申請日	年 月 日																																																																			
資 料 名	永続的識別子 ※書誌情報欄から転記	コマ番号	枚数																																																																		
		～																																																																			
		～																																																																			
		～																																																																			
		～																																																																			
受付者	確認者	連絡日	連絡者	提供日																																																																	
		月 日		月 日																																																																	

改正後					改正前				
第 4 号様式（第 1 3 条関係）									
視聴覚教材等貸出申請書									
年 月 日									
調布市教育委員会宛									
団体名									
所在地									
申込者		(電話					取扱者		
借用期間		年 月 日から		年 月 日まで(日間)					
利用日		年 月 日							
借用機器									
借用教材		請求番号	題名		備考				
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
受取予定時間		年 月 日							
返却予定時間		年 月 日							
(受取・返却受付時間)									
備考									

改正後					改正前				
第 5 号様式（第 1 3 条関係）									
視聴覚教材等貸出（承認・不承認）決定通知書									
年 月 日									
下記のとおり視聴覚教材等の貸出を承認・不承認します。									
調布市教育委員会									
団体名									
所在地									
申込者	(電話) 取扱者								
借用期間	年	月	日から	年	月	日まで(日間)			
利用日	年	月	日						
借用機器									
借用教材		請求番号	題名		備考				
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
受取予定時間	年	月	日						
返却予定時間	年	月	日						
(受取・返却受付時間)									
備考									
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。									

改正後					改正前																																				
第 6 号様式（第 1 4 条関係）																																									
様 調布市教育委員会					文 書 番 号 年 月 日																																				
					視聴覚教材等貸出承認取消等通知書																																				
					下記の貸出承認を取り消します。																																				
<table><tr><td>団 体</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>所 在</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>電 話</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td>借 用</td><td>年</td><td>月</td><td>日から</td><td>年</td><td>月</td><td>日まで（ 日間）</td></tr><tr><td>利 用</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td colspan="3"></td></tr></table>					団 体						所 在						電 話						借 用	年	月	日から	年	月	日まで（ 日間）	利 用	年	月	日								
団 体																																									
所 在																																									
電 話																																									
借 用	年	月	日から	年	月	日まで（ 日間）																																			
利 用	年	月	日																																						
<table><tr><td rowspan="3">借 用 機 器</td><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td></tr></table>					借 用 機 器																																				
借 用 機 器																																									
<table><tr><td rowspan="6">借用 教材</td><td></td><td>請求番号</td><td>題名</td><td colspan="2">備考</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td></tr></table>					借用 教材		請求番号	題名	備考		1					2			3			4			5																
借用 教材		請求番号	題名	備考																																					
	1																																								
	2																																								
	3																																								
	4																																								
	5																																								
<table><tr><td colspan="5">取消・貸出制限・貸出停止理由</td></tr></table>					取消・貸出制限・貸出停止理由																																				
取消・貸出制限・貸出停止理由																																									
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。																																									

改正後				改正前			
第 7 号様式（第 1 6 条関係）							
調布市教育委員会 宛							
申請者 住所 氏名 電話							
集会室利用申請書							
団 体	名 称						
	代 表 者	住 所					
		氏 名					
		電 話					
利 用 施 設		調布市立図書館 分館集会室					
利 用 日 時		年 月 日 ()		年 月 日 ()		年 月 日 ()	
利 用 目 的							
利 用 人 数							
※申請者及び代表者がいずれも市内在住でない場合は、以下もご記入ください。							
☐ 申請者／ ☐ 代表者							
☐ 勤務先／ ☐ 学校名							
所在地		調布市					
				受付			

改正後				改正前			
第 8 号様式（第 1 6 条関係）							
年 月 日							
様							
調布市教育委員会							
集会室利用（承認・不承認）決定通知書							
下記のとおり承認・不承認します。							
記							
団 体	名 称						
	代 表 者	住 所					
		氏 名					
		電 話					
利 用 施 設		調布市立図書館 分館集会室					
利 用 日 時		年 月 日（ ）		年 月 日（ ）		年 月 日（ ）	
利 用 目 的							
利 用 人 数							
不承認の理由							
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。							

改正後	改正前								
第 9 号様式（第 1 7 条関係） 文 書 番 号 年 月 日 様 調布市教育委員会 集会室利用承認取消等通知書 下記のとおり取り消します。 記 <table><tr><td rowspan="2">利用承認の内容</td><td>施 設 名</td><td>調布市立図書館 分館集会室</td></tr><tr><td>利 用 日 時</td><td>年 月 日（ ）</td></tr><tr><td>取消・利用制限・ 利用停止理由</td><td colspan="2"></td></tr></table> 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	利用承認の内容	施 設 名	調布市立図書館 分館集会室	利 用 日 時	年 月 日（ ）	取消・利用制限・ 利用停止理由			
利用承認の内容		施 設 名	調布市立図書館 分館集会室						
	利 用 日 時	年 月 日（ ）							
取消・利用制限・ 利用停止理由									

附則（令和８年８月 日教委規則第 号）

（施行期日）

１ この規則は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の調布市立図書館条例施行規則は、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

３ この規則による改正前の調布市立図書館条例施行規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。